

Weekly Report

第297号
平成27年1月26日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

知っておきたい医療費控除Q & A

医療費控除は、本人または生計を一にする親族のために支払った医療費（保険金などを差し引く）の合計額が10万円（所得200万円未満の方は所得の5%）を超える場合、その超えた金額が所得から控除できる制度です。

◆Q & A

- Q. 風邪薬などの市販されている医薬品は対象？
A. 風邪等を治すための医薬品の代金は、控除の対象です。ただし、ビタミン剤などは対象外です。
- Q. 通院するための交通費は？
A. 電車やバスなどの公共交通機関を利用した場合は、対象となります（通院に付添が必要な場合は、付添人の交通費も含む）。
- Q. 健康診断や人間ドックの費用は？
A. 治療ではないため、対象外です。ただし、診断で発見された疾病を治療する場合は、治療費だけでなく健康診断等の費用も対象になります。
- Q. インフルエンザの予防接種は？
A. 病気の予防や健康維持のための費用は原則、対象外です。
- Q. 保険適用外の自由診療でも対象？

A. 治療目的であれば対象です。例えば、インプラント（人工歯根）やレーシック（視力回復レーザー手術）などは対象となります。なお、美容目的で行うものは対象外です。

Q. 禁煙治療は対象？

A. 医師の指導のもとで行う禁煙治療は、対象です。

Q. 年をまたいで治療した場合は？

A. 実際に医療費を支払った年に控除を受けることができます。

省エネ住宅などに対する新たなポイント制度

閣議決定された緊急経済対策では、一定の省エネ性能を満たすエコ住宅の新築やエコリフォーム、完成済みの新築住宅の購入に対して、様々な商品等と交換できるポイントを発行する「省エネ住宅ポイント制度」の創設が盛り込まれています（補正予算の成立が前提）。

同制度は、原則26年12月27日（閣議決定日）以降に契約したものが対象となり、例えば、要件を満たすエコ住宅を新築した場合、1戸あたり30万ポイントが発行されます。

なお、復興支援・住宅エコポイント（24年10月までに建築着工したものが対象）について、商品などと交換できる期限は今月末までです。

転倒の原因を減らし、安全な職場環境を

転倒による労働災害は、休業4日以上死傷災害で最も多く、2割以上を占めているため、厚労省と関係団体は、「STOP! 転倒災害プロジェクト」を開始しました（2月、6月は重点取組期間）。

* 床の油汚れ・水漏れなどによる「滑り」、* 通路の荷物や凸凹などによる「つまずき」、* 荷物を抱え足元が見えない状態などによる「踏み外し」などの転倒に繋がる原因を減らしましょう。

★法定調書・給与支払報告書・固定資産税の償却資産に関する申告書の提出期限は2月2日(月)。